○財務省告示第六十四号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十七年一月十九日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十七年二月二十七日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第六回	十二億円	百二円三十五銭
〃	〃	一億円	百二円四十五銭
〃	第七回	二十九億円	百三円八十銭
〃	〃	十億円	百三円九十銭
〃	第八回	二百二億円	百四円九十銭
〃	第九回	二百二十億円	百五円九十銭
〃	〃	一億円	百六円
〃	第十回	六十三億円	百六円七十銭
〃	〃	十六億円	百六円八十銭
〃	第十一回	四十三億円	百八円三十九銭
〃	〃	百七十億円	百八円四十銭
〃	〃	一億円	百八円五十銭
〃	第十二回	四十三億円	百八円三十銭
〃	〃	五億円	百九円四十五銭
〃	第十三回	二十九億円	百九円二十五銭
〃	〃	一億円	百九円三十五銭
〃	第十四回	七億円	百九円十四銭
〃	〃	七億円	百九円十九銭
〃	〃	八億円	百九円二十四銭
〃	〃	二十億円	百九円三十五銭
〃	〃	五億円	百九円四十五銭
〃	第十五回	一億円	百十円九十五銭
〃	〃	五十九億円	百十円九十銭
合計	第十六回	九百四十八億円	

○財務省告示第六十五号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十七年一月二十日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十七年二月二十七日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第九回	三十五億円	百一円二銭
〃	第十二回	十億円	百円九十銭
〃	〃	十億円	百一円
〃	第十七回	九億円	百円五十銭
〃	第二十六回	十億円	百一円四十三銭
〃	〃	十億円	百一円四十八銭
〃	〃	十億円	百一円五十三銭
〃	第二十八回	九十億円	百円三十銭
〃	〃	五十億円	百円三十二銭
〃	第三十回	五億円	百円三十五銭
〃	〃	二十億円	九十九円八十九銭
〃	〃	四十億円	九十九円九十三銭
〃	〃	二十億円	九十九円九十八銭
〃	第三十一回	二十三億円	九十九円八十五銭
〃	〃	四億円	九十九円九十五銭
〃	〃	五億円	百円三銭
〃	〃	五十億円	百円六銭
〃	〃	五億円	百円八銭
〃	〃	五十億円	百円二十二銭
〃	〃	五億円	百円十三銭
〃	第三十三回	十億円	九十九円九十二銭
〃	〃	百五十億円	百円三十一銭
〃	〃	二億円	九十九円九十九銭
〃	〃	十億円	百円五銭